

WTO 第 11 回閣僚会議について

1 会議日程、出席者等

○ 2017 年 12 月 10 日（日）～13 日（水）（於アルゼンチン・ブエノスアイレス）

（注）閣僚会議は WTO 協定に根拠規定を有する WTO の最高意思決定機関であり、少なくとも 2 年に 1 回開催することとされている（前回は 2015 年にケニア・ナイロビで開催）。

- WTO 加盟国（164 か国・地域）の貿易担当閣僚が参加
（議長：スサナ・マルコーラ 前アルゼンチン外務大臣）
- 我が国より、世耕経済産業大臣、岡本外務大臣政務官、野中農林水産大臣政務官が参加（当省より、山崎大臣官房参事官（関税局第一参事官室）が対応）

2. 結果概要

- 電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定。
- 有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EU を含む 71 の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出した他、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を発出。
- また、本会議への参加に加え、日米欧の貿易大臣は、三極貿易大臣会合を実施。第三国による補助金や強制的な技術移転要求などの市場歪曲的措置や保護主義的措置に対して、日米欧が連携して対応していくことを確認。

（以上）